［略］	［略］	［略］	［略］
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	医療保険者	都道府県知事	市町村長
年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第七十八条で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第八十三条で定めるもの	障害者関係情報又は児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって第八十三条で定めるもの	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］	［略］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの		
［略］	［略］	［略］	［略］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第九十一条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの		
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第九十一条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの		
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第九十一条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの		
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十九　都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第九十一条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後